

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会会長 十倉 雅和様
大阪府知事 吉村 洋文様
大阪市長 横山英幸様

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>
〒536-0008 大阪市城東区関目6-4-2-103
山川よしやす(事務局長)
電話 [REDACTED]

ウォータープラザにおけるレジオネラ属菌問題と 水上ショーの再開に対する抗議・要請

万博協会は、6月4日および6月6日、ウォータープラザの海水から、「レジオネラ症防止指針」の指針値以上のレジオネラ属菌が生菌PCR法により検出されたことから、水上ショーを中止しました。しかしその後「培養法による検査を行った結果、いずれにおいても検出限界以下でした。」として水上ショーを7月11日から再開しました。

1. 検査結果に対する疑義

万博協会の自主検査結果([REDACTED]氏の情報公開請求による)では、生菌PCR法で6/5が2500CFU/100ml 6/7が5300CFU/100mlと驚異的な数字になっています。『レジオネラ症防止指針第3版』では「100CFU/100ml以上で感染リスクが高まります」と記されており、ウォータープラザの海水が感染リスクを有していたことが明らかでした。

6月20日、万博協会は「これらの検出結果は、迅速に評価を行うことのできる生菌PCR法を用いて検査を行った結果であったところですが、それらの検査結果を得た検体(海水)のうち、5月30日、6月3日、6月7日の検体(海水)について、同時に、培養法による検査を行っていたところでした。その結果、いずれにおいても検出限界以下でした。」と発表しました。

一般的に迅速法は、「すでに死んでしまった菌も対象にして確かめる検査です。遺伝子的に、菌を構成する化学物質が存在するかを調べるものになります。迅速法の利点は、1日かからずに検査結果が出ることです。菌検出後、浴槽使用を停止している施設が配管洗浄を終えたあと、再び使用を再開できるかどうかを判断するときに用いられています」(【環監・保健師入門】レジオネラ症対策・検査法を知る | オフィス環監未来塾)とされています。つまり、迅速法(生菌PCR法)で検出されたということは菌が存在したことの証左であるとともに、存在しうる環境にあったということですから、その環境がどう改善されたかが報告されなければなりません。

同様に、レジオネラ属菌が検出された『静けさの森水盤』については「6月7日に西側と南側の水盤施設の清掃・消毒を実施し、一旦水を張り、培養法によるレジオネラ菌の検出検査を実施しました。検査の結果、検出限界以下との判定となりました。」と報告されていますが、高濃度の塩素で消毒した直後は、培養法でも菌が検出しにくくなることは当然です。こうした措置を行わない通常状態の検査が必要です。

2. 夢洲1区から2区への産業廃棄物からの浸出水の流入

ウォータープラザの問題は、構造上、夢洲1区の埋め立てに用いられた産業廃棄物から浸出する水が不断に2区のウォータープラザに流れ込んでくるということです。

2019年7月、「カジノ問題を考える大阪ネットワーク」と大阪港湾局とが行った協議の中で以下のことが確認されました。

「カジノ問題を考える大阪ネットワーク」:(夢洲)1区は焼却灰が埋まっており、その余水を2区に流している。万博での水面利用に関しては水質、底質調査を実施させるべきである。

「大阪市」:2区の水質について、海へ放流する際には、放流基準を満たしていることを確認しているが、

市民が触れるに相応しい水質ではないと万博側には伝えており、利用方法によっては対策が必要であることはお互い認識している。

今回のように濃度の高い塩素で消毒した直後は、培養法でも菌が検出しにくくなりますが、「カジノ問題を考える大阪ネットワーク」と大阪港湾局との交渉で確認したように、夢洲1区の埋立材である産業廃棄物から出る水が不断に夢洲2区のウオータープラザに流れ込んでいて、また菌が増殖することについて大きな懸念があります。

大阪市と万博協会との間に2024年5月に締結された市有地賃貸借契約に物件調書がついており、その中に「夢洲1区断面図 A 区域」(メガソーラー設置区域を除く夢洲1区の大半)というのがありました。この図に「排水処理設備」が記され、排水処理(酸化池→攪拌槽→凝集沈殿槽→放流槽)を経て、第2区へ排水→外海へ排水、と記しています。この排水処理施設は、図面上、ウオータープラザに隣接しており、第1区の産業廃棄物からの排水が処理設備を経てウオータープラザに流入しています。この処理設備で充分処理されなかった産業廃棄物からの排水がウオータープラザに流入して滞留し、レジオネラ属菌の繁殖につながると懸念されます。

埋立地からの排水に関する水質基準については、廃棄物処理法に規定する「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府、厚生省令第一号)」により管理型処分場の放流水の基準が決められていますが、大阪広域環境施設組合が公表している北港処分地の水質調査結果によると、令和6年度は「大腸菌群数(個/cm³)」として表記され、基準値 3,000 のところ、S4 放流水の水質結果は<1(1 未満)である。令和7年度は、「大腸菌数(CFU/ml)」と表記され、基準値 800 のみ記載されています。4月3日から5月27日まで5回の水質検査が実施されているにもかかわらず、大腸菌数は検査されていないか、検査があってもその結果が記載されていません。

3. 大阪府市、万博協会による隠蔽

大阪府市、万博協会がこのような「構造」を隠蔽し、レジオネラ属菌が偶然増殖したかのように説明していることは許せません。

有毒ガスの問題にせよ、パビリオン工事代金未払い問題にせよ、大阪府市、万博協会にはいつもこの「隠蔽」が付きまとっています。

また隠蔽に関しては、大阪市保健所も同様です。〇〇〇〇氏の情報公開請求に対して大阪市保健所が公開したデータでは、大腸菌、一般細菌、レジオネラ菌等が黒塗りになっています。特にレジオネラ属菌は、大半が黒塗りです。

大阪市情報公開条例の第7条は「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。((1)、(2)他略。(3)実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」となっています。

レジオネラ属菌の検出結果に関するデータは、まさしく人の生命、身体、健康、生活の保護のため公にすることが必要な情報です。

我々は万博協会と大阪府、大阪市に対し以下の3点の抗議・要請を行います

- ① ウォータープラザの水上ショーと静けさの森の親水空間の使用の中止を求めます。
- ② 大阪市保健所に対し、万博会場採水検査結果(大腸菌数、一般細菌数、レジオネラ属菌数)の情報の完全公開を求めます。
- ③ ウォータープラザに流入する排水の大腸菌数、一般細菌数、レジオネラ属菌数の通常状態(検査前の消毒を行わない状態)の検査結果の完全公開を求めます。

以上について、9月5日(金)までに、上記の要請について文書でご回答いただくことを求めます。